



令和8年8月19日

栃木地方最低賃金審議会
会 長 藤 井 亮 二 殿

栃木地方最低賃金審議会
特別小委員会
委員長 藤 井 亮 二

栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について（報告）

当小委員会は、令和8年8月5日、栃木地方最低賃金審議会において付託された標記の必要性について、慎重に審議を行った結果、別紙記載の栃木県特定最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当特別小委員会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
おぎわら あきのぶ 荻原 明信	あんざい かおり 安齋 香織	いのうえ かよこ 井上 加容子
委員長代理		
くろかわ きょうこ 黒川 亨子	おぜき たかひろ 小関 隆弘	すずき けんじ 鈴木 健治
委員長		
ふじい りょうじ 藤井 亮二	すずき てつや 鈴木 徹也	ときにわ たけし 時庭 岳士

- 1 栃木県塗料製造業最低賃金
- 2 栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
- 3 栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 4 栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金
- 5 栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金



令和8年8月19日

栃木地方最低賃金審議会
会 長 藤 井 亮 二 殿

栃木地方最低賃金審議会
特別小委員会
委員長 藤 井 亮 二

栃木県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性について（報告）

当小委員会は、令和8年8月5日、栃木地方最低賃金審議会において付託された標記の必要性について、慎重に審議を行った結果、栃木県各種商品小売業最低賃金の改正決定することが必要ないとの結論になったことを報告する。

なお、本件の審議に当たった当特別小委員会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
おぎわら あきのぶ 荻原 明信	あんざい かおり 安齋 香織	いのうえ かよこ 井上 加容子
委員長代理		
くろかわ きょうこ 黒川 亨子	おぜき たかひろ 小関 隆弘	すずき けんじ 鈴木 健治
委員長		
ふじい りょうじ 藤井 亮二	すずき てつや 鈴木 徹也	ときにわ たけし 時庭 岳士